

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市民局
 ※監査時は企画市民局
 所属

（ 20 年度）

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置						
<p><第1テーマ>出資団体に係る財務事務の執行及び管理の状況について</p> <p>7 出資団体の決算の開示 (財) 仙台ひと・まち交流財団</p> <p>(4) 変更登記と決算公告の不備</p> <p>法人の設立準拠法では、法人に関する重要事項を広く社会一般に公示するための登記や公告制度を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人は資産の総額に変更が生じた場合、変更登記しなければならない（民法第46条第2項） ・株式会社は定時株主総会の終結後遅滞なく計算書類を公告しなければならない（会社法第440条第1項） <p>現状の問題点</p> <p>【監査の結果】 以下の出資団体に対して、変更登記ないし決算公告の不備が生じている。</p> <table border="1" data-bbox="194 1373 746 1664"> <thead> <tr> <th>出資団体</th> <th>不備の内容</th> <th>準拠規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(財)仙台ひと・まち交流財団</td> <td>資産の総額の変更登記が平成12年度までとなり、適時に変更登記が行われていない。</td> <td>民法第46条第2項</td> </tr> </tbody> </table> <p>解決の方向性</p> <p>法令等に準拠して変更登記、決算公告を行うよう、出資団体に対する指導監督を徹底する。</p>	出資団体	不備の内容	準拠規定	(財)仙台ひと・まち交流財団	資産の総額の変更登記が平成12年度までとなり、適時に変更登記が行われていない。	民法第46条第2項	<p>仙台ひと・まち交流財団は、公益法人制度改革に基づき平成23年4月1日に公益財団法人に移行した。</p> <p>指摘された、同財団の資産の総額の変更登記の必要性については、公益法人制度改革に基づく平成20年12月1日の民法改正により民法第46条が削除され、登記事項ではなくなった。なお、同財団では、公益社団法人及び公益財団の認定等に関する法律に基づいて財産目録を事務所において閲覧に供しているほか、決算についてホームページに財務諸表等を掲載して財務状況を公開し、基本財産の情報公開を行っている。</p>
出資団体	不備の内容	準拠規定					
(財)仙台ひと・まち交流財団	資産の総額の変更登記が平成12年度までとなり、適時に変更登記が行われていない。	民法第46条第2項					